



富山県子ども若者総合相談センター相談内容から

不登校、ひきこもりの相談内容と対応について

はあとぴあ学園 学園長 高和洋子

<1> 不登校に関する相談では

- (1)突然の不登校にどう対応していいのか困惑している
- (2)不登校の理由を話してくれない
- (3)勉強の遅れが気になる余り、つい追い詰めてしまい、気がついたら虐
していた
- (4)ゲームばかりしているので、イライラする
- (5)子どもを愛せない
- (6)学校の対応への不満

親御さんも疲弊し、子どもに否定的にならざるを得ない気持ちを吐露されます。

まずは話を聞き、ねぎらいます。その後、2017年に制定された不登校に関する現法律を正しくお伝えします。今は、「休む必要性」が認められ、必ずしも「学校復帰が前提ではない」ことを伝え、何らかの理由で心に傷を抱えている場合は、安心してゆっくり休める環境が必要であることを話します。

親御さんは、「何があったのか、どうして行かないのか」理由をを知りたくて、子どもに尋ねるのですが、子どもからはうるさがられたり、素っ気ない態度で「何でもない」と言われるだけで、納得できずモヤモヤした日々を過ごすことになります。イラ

イラして、つい言葉の暴力になったり、虐待してしまう親御さんも少なくありません。

子どもの心が疲弊している場合、話したくてもまだ気持ちの整理がつかず、言葉に出来ないことが大半です。また、話そうと思うと、辛かった場面がフラッシュバックして手が震えたり、胸が苦しくなったりすることもあり、この時期は問い詰めたりせず、まずはしっかり心を休ませることが大切であることを伝えます。今だに「学校へは何があっても行かせなければならない」と思い込んでいる親御さんは多く、無理にでも行かせようとすることによって、悲しい結果を招いてしまうことにもなりかねない危うさを実感します。国が2017年教育機会確保法を制定した背景には、様々な青少年の問題があったからです。

この現法律を話していくと、安心されるのか親御さんの心も落ち着き、次第に反省の言葉が出て、子どもへの否定的な見方が変化してきます。

親御さんの不登校への理解が深まれば、肯定的な関わりの中で子どもの状況を受け入れられるようになります。そうなれば子どもは罪悪感を持つことなく、安心して心を休ませることができるようになり回復が早まります。

心が回復すればまた元気になって登校出来るようになっていく例が多くあることを伝えます。話しているうちに、親御さんの不安が少しずつ和らいでいくのが分かります。

<2>ひきこもりに関する相談では

(1)なぜ働かないのかが分からない



(2)こどもの将来の生活と経済的不安

(3)暴言暴力

(4)育て方が間違っただ

(5)誰とも話さない など

現在、国の政策の中でも 8050 問題として、ひきこもりや望まない孤独孤立の問題が重要課題の一つになっています。県内でも 20～30 年間ひきこもり続けてこられた方々がおられます。

不登校から継続し、今なお困難を抱えたご家庭は少なくありません。「不登校当初の段階で、今のような法律があれば、こんなに長いひきこもりにならなかったのに・・・」と嘆かれる親御さんの声も耳にします。

不登校当初の早い段階で、本人の意思を尊重した対応がなされていれば長期にわたらなかったかもしれません。長期のひきこもりが予防できれば、二次障害も防げたと思います。ひきこもりが長引くと本人も家族も疲弊し、相談する気力も失って、家族ごと社会から孤立状態にあります。

また、本人も高齢の場合、「今さら働いても・・・」「公的機関に相談したら直ぐに就労、就労と言われて辛い・・・もう体も動かんし・・・そっとしてほしい・・・」という声があることも事実です。

そういう方々には、国の制度などで少しの経済的な援助でもあれば、最悪の事態は免れるのではないかと思います。大半の親は、親亡き後のこどもの行く末を心配し嘆かれます。

